（禁止行為）

第百十七条　法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

［一～二十四の五　略］

二十五　顧客（特定投資家を除く。）に対して、有価証券に係る次に掲げる書類（第二百七十五条第一項第十六号において「外国会社届出書等」という。）が英語により記載される旨の説明を行わず、又はその旨を記載した文書の交付（当該文書に記載すべき事項を第八十条第一項第五号又は第六号に規定する閲覧に供する方法に準じて提供することを含む。以下この号及び第二百七十五条第一項第十六号において同じ。）をしないで法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為（当該有価証券の買付け、当該有価証券の売付けの媒介、取次ぎ又は代理及び取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における当該有価証券の売付けに係る委託の媒介、取次ぎ又は代理を除く。）及び同項第九号に掲げる行為を行うこと（当該行為の日前一年以内に当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書の交付をした場合又は金融商品仲介業務の委託を行う登録金融機関若しくは金融商品仲介業者が当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書の交付をした場合を除く。）。

［イ～ニ　略］

ホ　企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第十八号の四に規定する外国会社確認書

［へ～リ　略］

［二十六～五十　略］

［2～56　略］

（定義）

第二百九十五条　［略］

2　［略］

3　この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　資産証券化商品　法第二条第一項に規定する有価証券（同項第一号、第二号、第六号、第七号、第九号から第十一号まで、第十六号、第十七号（同項第一号、第二号、第六号、第七号、第九号又は第十六号に掲げる証券又は証書の性質を有するものに限る。以下この号において同じ。）、第十九号、第二十号（同項第一号、第二号、第六号、第七号、第九号から第十一号まで、第十六号、第十七号又は第十九号に掲げる証券又は証書に係る権利を表示するものに限る。）及び第二十一号に掲げる有価証券（以下この号において「除外有価証券」という。）を除き、同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利（除外有価証券に係るもの及び同項第三号から第六号までに掲げる権利を除く。）を含む。第三百七条第三項において同じ。）又は資金の貸付けに係る債権であって、次のイからホまでに掲げる要件のいずれかを満たすもの（次のへからチまでに掲げる要件のいずれかを満たすものを除く。）をいう。

イ　次に掲げる要件を全て満たすもの

［(1)・(2)　略］

ロ　次に掲げる要件のいずれかを満たすもの

(1)　信託法第三条第一号又は第三号に掲げる方法（外国の法令に基づく方法であって、これらの方法に類するものを含む。(2)及びニ(1)において同じ。）により原資産の信託がなされ、当該原資産の管理、運用又は処分を行うことにより得られる金銭をもって、当該信託に係る信託受益証券等（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第一条第四号に規定する信託受益証券、同条第四号の二に規定する信託社債券、同条第四号の四に規

（禁止行為）

第百十七条　［同上］

［一～二十四の五　同上］

二十五　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十八号の四に規定する外国会社確認書

［へ～リ　同上］

［二十六～五十　同上］

［2～56　同上］

（定義）

第二百九十五条　［同上］

2　［同上］

3　［同上］

一　［同上］

イ　次に掲げる要件をすべて満たすもの

［(1)・(2)　同上］

ロ　［同上］

(1)　信託法第三条第一号又は第三号に掲げる方法（外国の法令に基づく方法であって、これらの方法に類するものを含む。(2)及びニ(1)において同じ。）により原資産の信託がなされ、当該原資産の管理、運用又は処分を行うことにより得られる金銭をもって、当該信託に係る信託受益証券等（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第一条第四号に規定する信託受益証券、同条第四号の二に規定する